

# 公園活性化協議会について

2021年7月16日

広島県  
土木建築局 都市環境整備課

- 1 目的
- 2 現状・背景
- 3 県立3公園の概要
- 4 公園活性化プランのイメージ
- 5 今後の予定

<参考> 公園活性化協議会 規約

県立みよし公園，県立びんご運動公園，県立せら県民公園（以下，「県立3公園」という。）について，施設の老朽化や利用者のニーズの変化を踏まえ，既存ストックの機能向上を図るため，公園活性化協議会（以下，「協議会」という。）を設置した。

協議会では，公園利用者の利便性の向上を図り，**魅力的で持続可能な公園**であるために，**公園のあり方**（施設の更新整備・管理運営の方向性）を整理した上で，**公園活性化プランを取りまとめる。**

- 県立3公園内の各施設については、開園からの経過年数（15～30年）に応じて**老朽化対策を実施すべき施設が増加**する一方で、投資できる予算は限られており、公園修繕方針に基づき計画的な維持管理を推進しているが、今後は、更に**戦略的に予算を投資**していく必要がある。
- 時間の経過や新型コロナウイルスの影響に伴う環境の変化などにより、**公園に対する価値観や利用者ニーズが変化**していることから、**利用頻度の低い施設や未利用地等の有効活用**が求められている。
- 県立3公園の既存ストックの機能向上を図り、県民の豊かなライフスタイルを実現するため、公園活性化協議会において**県立3公園のあり方を検討し、公園活性化プランを取りまとめる**。

## 4 県立3公園の概要

表 設置目的及び供用開始時期

公園名	設置目的	供用開始
みよし公園 (50.9ha)	備北地域住民の文化及びスポーツと多様なレクリエーション活動の振興	平成3年10月
びんご運動公園 (87.6ha)	備後地域のスポーツと多様なレクリエーション活動の振興	平成5年10月
せら県民公園 (供用:約27ha) (未供用:約36ha)	県民の安らぎ交流拠点の創出, 地域交流や自然との触れ合いを通じて心身を癒し, リフレッシュできる場の創出	平成18年4月

# 4 県立3公園の概要

## －みよし公園－



# 4 県立3公園の概要

## －みよし公園－

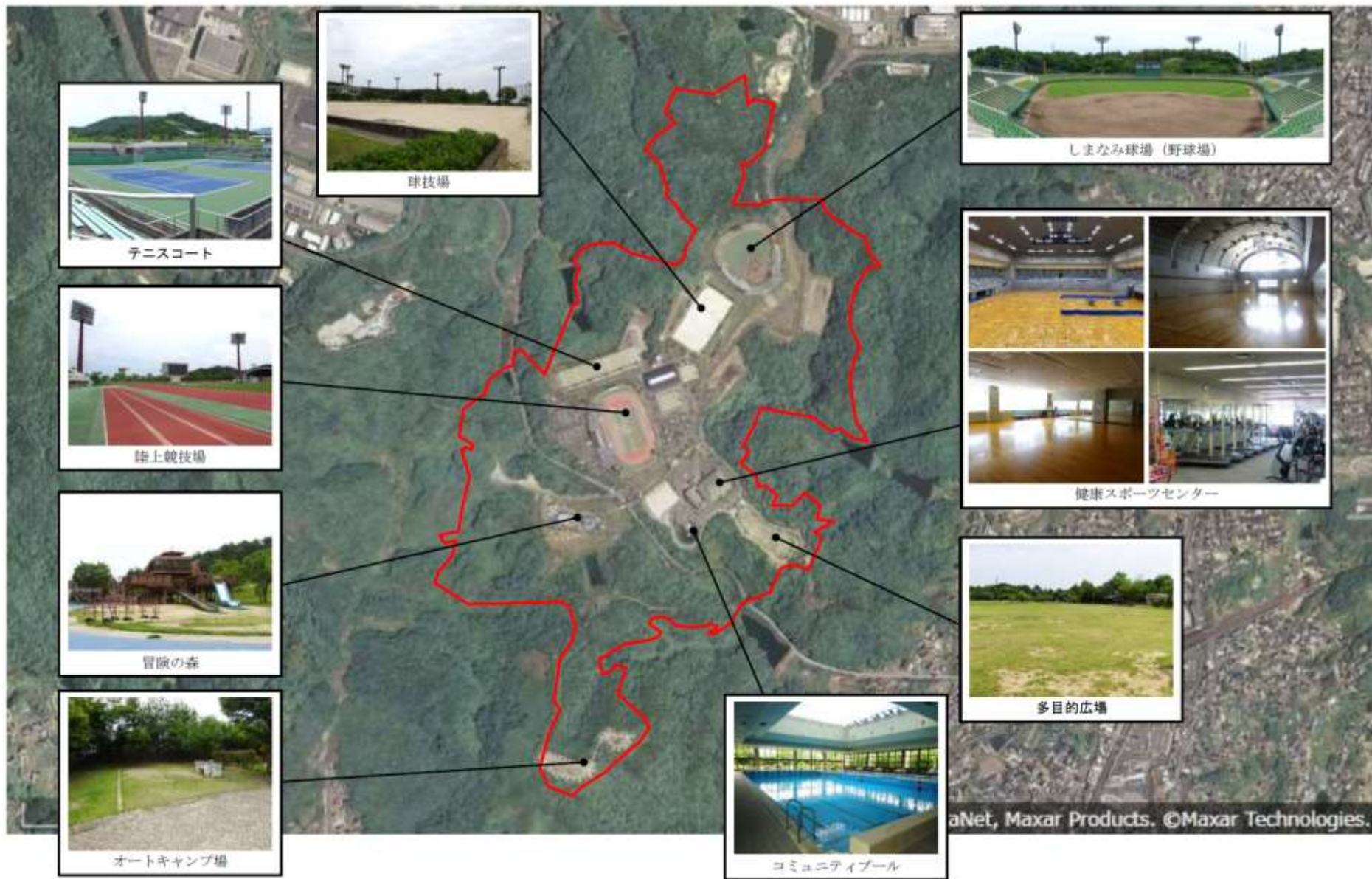


	主な利用	備考
カルチャーセンター	・アリーナ 各種スポーツ(練習・大会)、講演会、展示会	・有料施設 ・フロア面積：約 1,900 m <sup>2</sup> ・観覧固定席：約 1,000 席 ・舞台ステージ面積：約 189 m <sup>2</sup>
	・視聴覚室 会議、講演会、講習会、試験、ピアノ練習、演奏会	・有料施設 ・施設面積：約 223 m <sup>2</sup> ・約 100 人程度収容
	・文化活動室 卓球、ヨガ、ダンス、エアロビクス、講習会、レクリエーション、控室(休憩)	・有料施設 ・施設面積：約 170 m <sup>2</sup>
	・研修室 ダンス、エアロビクス、ヨガ、レクリエーション、控室(休憩)	・有料施設 ・施設面積：約 90 m <sup>2</sup>
	・会議室 会議、講習会、控室	・施設面積：50 m <sup>2</sup> ・約 20 名程度収容
	文化の広場	・フェスティバル会場 ・展示会 ・フリーマーケット ・屋外ステージを利用したコンサート ・運動会 ・スポーツ教室 ・グランドゴルフ大会や練習 ・サッカー・野球の練習
芝生広場	・ピクニック、おにごっこ、自転車練習	・面積：約 18,500 m <sup>2</sup>
アトラスの丘		
こどもの広場	・ふわふわドーム	
	・塔の遊具	
	・船の遊具	
パークゴルフ場	・ゴルフ	・有料施設 ・全長 714m ・全 18 ホール

	主な利用	備考
テニスコート	・テニスコート	・有料施設 ・コート 2 面
	・テニスコート(壁打ちコート)	・施設面積：約 1,500 m <sup>2</sup> ・壁打ち用コート 2 面
	・屋外バスケットボールコート	・施設面積：約 1,500 m <sup>2</sup> ・バスケットコート 1 面、バスケットゴール 2 台
多目的広場	・サッカー、キャッチボール、おにごっこ、ゲートボール、砂場あそび、屋外ゲーム	・6,000m <sup>2</sup> のグラウンド広場 ・約 280 m <sup>2</sup> の大型テント
しょうぶ園		・面積：約 8,000 m <sup>2</sup>
自然探索道	・ノルディックウォーキング	・面積：12,000 m <sup>2</sup>
	・ジョギング	
	・四季折々の植物を楽しみながら散策	
	・バードウォッチング	
	・古墳探索 ・昆虫採集	
温水プール	・一般プール 水中歩行、リハビリ、水泳練習、水泳教室、アクアピクス	・8 コース、25m×17m ・観覧席あり
	・児童プール	・有料施設 ・12m×3.5m
	・トレーニング	・回数券(11 回券)：小人 2,100 円/大人 3,100 円 ・面積 200 m <sup>2</sup>
自由広場	・スケートボード	・施設面積：約 10,000 m <sup>2</sup>
	・ローラースケート	・専用広場面積：1,100 m <sup>2</sup>
	・自転車(MBX・トライアル)練習	
	・ラジコン	
	・散歩	
	・ランニング	
	・ノルディックウォーキング ・ピクニック	

# 4 県立3公園の概要

## ーびんご運動公園ー



※ 造成はしたが施設整備を見送り、空き地となっている場所がある



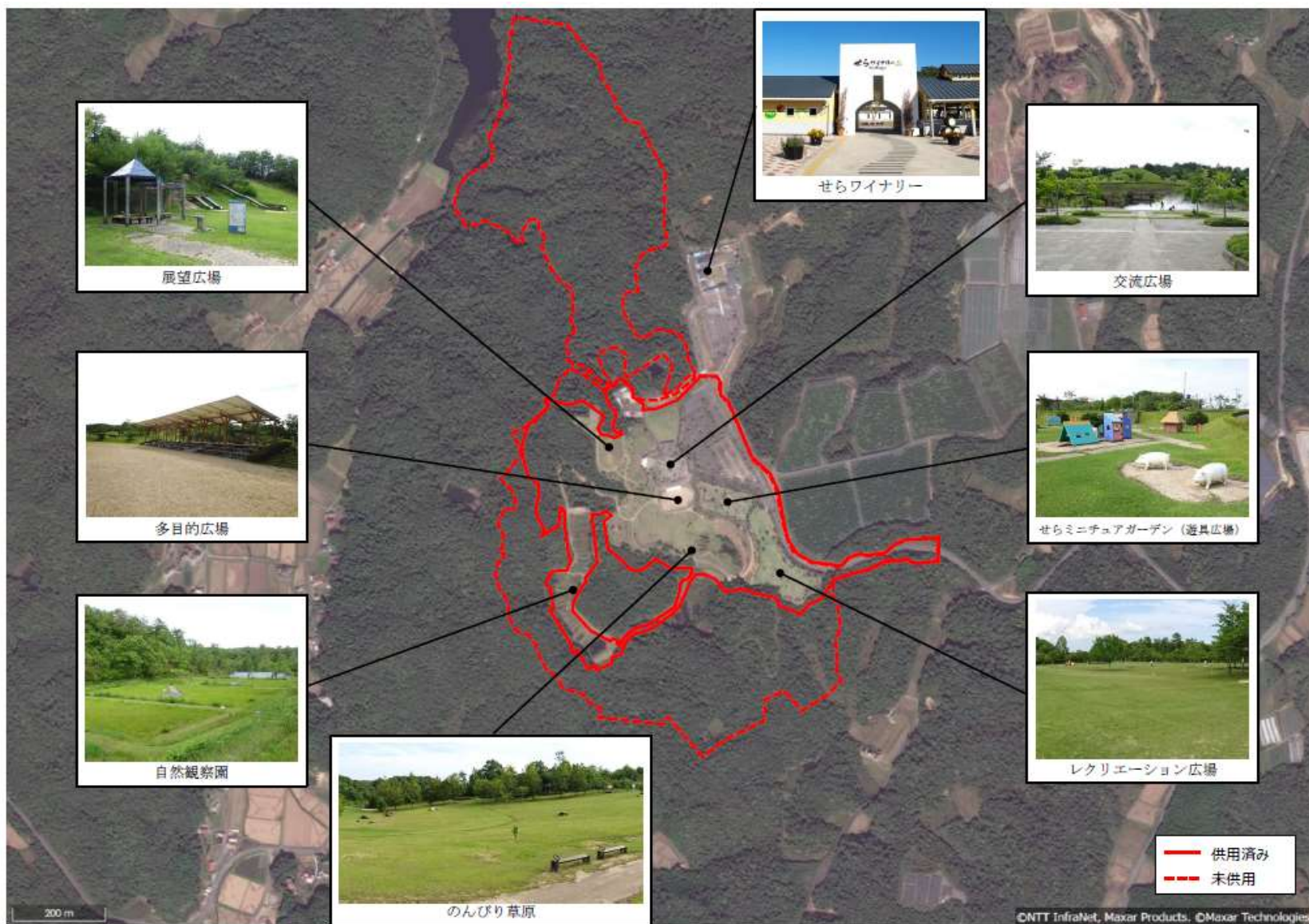
# 4 県立3公園の概要

## ーびんご運動公園ー



公園施設	主な利用	備考
陸上競技場	・陸上競技	・トラック：400m/8レーン
	・サッカー	・フィールド：天然芝/107m×68m
	・ラグビー	・メインスタンド：4245人 ・芝生席：約5000人
球技場	・ソフトボール2面	・クレージグラウンド：154m×80m
	・サッカー	・芝生席：約2,000人
	・ラグビー	
	・グラウンドゴルフ	
	・運動会	
テニスコート	・センターコート	・ハードコート2面・観客席：2,000人
	・屋根付コート	・砂入り人工芝コート4面
	・一般コート	・砂入り人工芝コート12面
	・管理棟	・会議室10名×6室
健康スポーツセンター	・メインアリーナ バレーボール3面 バスケットボール2面 バドミントン12面 ソフトテニス3面 卓球	・面積：1,919㎡
	・メインアリーナ バレーボール1面 バスケットボール1面 バドミントン4面	・面積：713㎡
	・トレーニング室	・面積：288㎡
	・スタジオ エアロビクス、ダンス等	・面積：288㎡
	・研修施設 視聴覚室（最大50人） 会議室A（10人） 会議室B（20人） 文化活動（楽器演奏、詩吟等）	
コミュニティプール	・一般プール	・観客席：44席 ・25m×13m（6コース）
	・幼児用プール	・20m×幅3～4m

公園施設	主な利用	備考
しまなみ球場（野球場）	・野球場	・甲子園球場と同じ形状 ・面積：13,844㎡ ・収容人員：15,000～16,000人
冒険の森	・幼児から小学校低学年向けの各種大型遊具	
多目的広場	・グラウンドゴルフ	・面積：10.81㎡
	・ターゲット・バードゴルフ大会	・天然芝、健康遊具
自由広場		・ジョギングコース（1周470m） ・芝生広場 ・健康器具13種類設置
オートキャンプ場	・オートキャンプ	・30サイト ※10m×10m
	・デイキャンプ	
ジョギングコース		・1周1250m
サクラの森		・21種類 約1700本



※ 用地は取得済みだが未整備のため、供用していないエリアがある

公園施設	主な利用
交流広場	・休憩・ミニイベント
多目的広場	・健康スポーツ
	・レクリエーション
	・地域イベント
	・遠足
せらミニチュアガーデン (遊具広場)	・子供の遊び場
レクリエーション広場	・グラウンドゴルフ
のんびり草原	・ピクニックや休養、軽スポーツ
展望広場	・展望台
自然観察園	・自然観察

## 4 県立3公園の概要

3公園とも、**指定管理者制度**を導入しています。

表 管理運営方法

公園名	管理運営方法
みよし	平成17年度から指定管理者制度を導入し、現在は「 <b>みよしよくばりパークパートナーズ</b> 」が管理している。 選定は令和2年度。平成20年度から4期連続、14年目。 県が支払う <b>委託料に利用料金収入を加えた額</b> が指定管理者の <b>管理費用</b> になる、利用料金併用制を採用している。
びんご	平成17年度から指定管理者制度を導入し、現在は「 <b>イズミテクノ・RCC文化センター・シンコースポーツ共同企業体</b> 」が管理している。 選定は令和2年度。2期連続、6年目。 みよし公園と同様、利用料金併用制を採用。
せら	開園当初より、県から世羅町への事務委託によって公園を管理している。 隣接する「 <b>せらワイナリー</b> 」と共に「 <b>せら夢公園</b> 」として、 <b>(株)セラアグリパーク</b> が世羅町から管理者として指定され管理している。(開園当初から17年目。) 有料施設がないため、委託料制を採用している。

※指定管理者制度は、サービスの向上と経費の節減等を目的に、ノウハウのある民間事業者に施設の管理運営を任せる制度。

### 近年のトピックス

令和2年度

#### － ひろしま はなのわ 2020 の開催

令和2年3月19日～11月23日の250日間、全国最大級の花と緑の祭典である、第37回全国都市緑化ひろしまフェア「ひろしま はなのわ 2020」を開催した。

県立3公園は協賛会場として、花壇による**花の演出**、**県民参加の協働推進事業**及び**協賛イベント**を展開した。(別冊：記録集)

また、「ひろしま はなのわ 2020」で主催者・共催者となった国・県・市町は、引き続き連携していくことを確認し、「ひろしまはなのわ魅力推進協議会」を設立した。

#### － ひろしまビジョンの策定（令和2年10月）

10後の目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を明らかにし、新たな広島県づくりを推進するため、「ひろしまビジョン」を策定した。

これに基づき、社会資本分野のマネジメントを定めた「**社会資本未来プラン**」、今後の修繕費の見通しと老朽化対策における取組を示す「**広島県インフラ老朽化対策の枠組み**」と共に、「**公園修繕方針**」も令和3年3月に改訂した。

## 近年のトピックス

令和2年度

### 「公園修繕方針」改訂で改めて認識したこと

利用状況を踏まえて、対策の優先順位を決定し、戦略的な修繕・更新に努めていく必要がある。

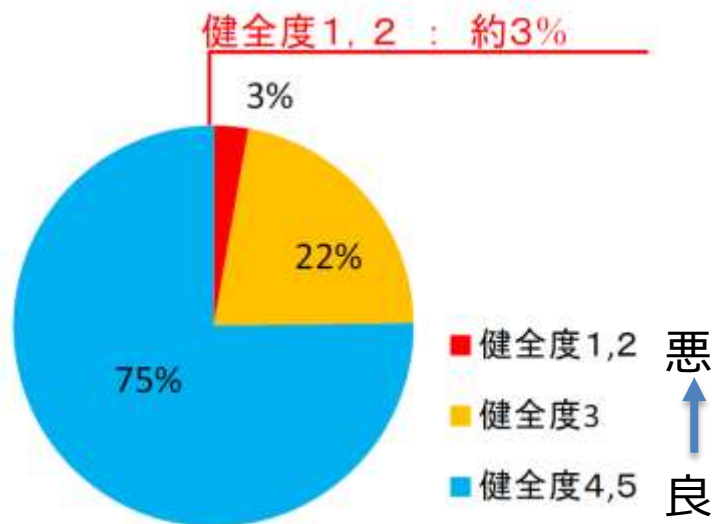


図1 健全度別施設数割合

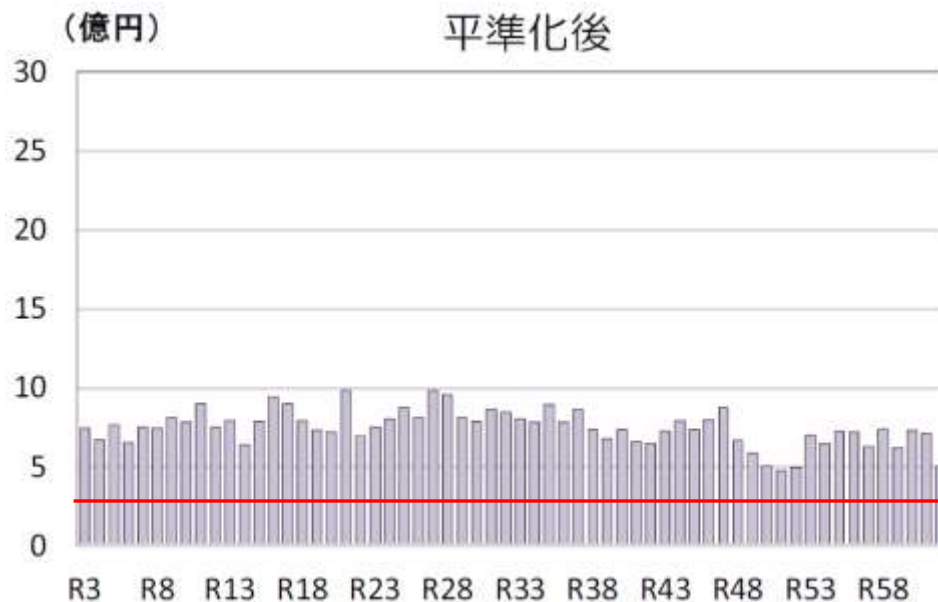


図2 対策費用概算結果

### 近年のトピックス

令和2年度

#### － 「ひろしまサンドボックス」実証プロジェクトの活用

最新のデジタルテクノロジーを活用して様々な課題解決を図るオープンな実証実験の場「ひろしまサンドボックス」の新たなテーマに「公園内のイノシシ被害軽減を目的としたAI・IoT等のデジタル技術を活用した獣害対策の総合的な計画の構築」をエントリーし、令和3年1月から、**びんご運動公園**で総合的な獣害軽減対策に取り組んでいる。

令和3年度

#### － ネーミングライツの導入の検討

「広島県ネーミングライツ事業基本方針」（令和2年4月）に基づき、「**みよし公園**」及び「**びんご運動公園**」において、ネーミングライツの導入を検討している。

＜ネーミングライツとは＞

県有施設等に、企業（団体）名や商品名などを冠した愛称を付ける権利（ネーミングライツ）を付与する代わりに、企業（団体）（ネーミングライツパートナー）がその対価（ネーミングライツ料）を県に納める事業をいう。ネーミングライツ料は、対象施設に関連する事業の財源として活用することとしている。

# 公園管理者からみた セールスポイント と ウィークポイント



# 4 県立3公園の概要 **ーみよし公園ー**

## <セールスポイント>

- ① こども広場 ふわふわドームや塔の遊具(大型ローラースライダー)は、近隣にはない遊具。
- ② しょうぶ園やあじさい園、自然散策道などをはじめとした、自然豊かな公園。
- ③ 県北最大級のアリーナやパークゴルフ場がある。



## 4 県立3公園の概要 **ーみよし公園ー**

### <ウィークポイント>

- ① 公園が市街地から離れた場所にあり、車以外でのアクセスが難しい(定期バスもあるが本数は少ない) 平日の日中(夕方まで)のご利用が少ない。
- ② 施設周辺に駐車場が少ない、夏場の日陰が少ない。
- ③ 施設近隣に備北丘陵公園や三次市運動公園があり、競合する部分がある。



# 4 県立3公園の概要 -びんご運動公園-

## <セールスポイント>

1. 広大な敷地に公園、豊富な競技施設が上手く融合している

<オートキャンプ場から>  
～瀬戸内海の島々～



<見晴らし台から>  
～冒険の森、椿の森等～



<見晴らし台から>  
～健スポ、陸上、テニス、野球場～



2. 広域からも、施設を利用し易い好立地、近隣は観光地でもある



3. 幅広いお客様(3世代)に気軽に楽しめる、利用できる、公園・施設である

<キッズ> 大型無料遊具



<幼児> 無料遊具



<大人> ジャイアントスロープ 有料



# 4 県立3公園の概要

# ーびんご運動公園ー

## <ウィークポイント>

### 1. 経年劣化による各施設の機能が低下している

<陸上競技場 電光掲示板>



<テニスコート 夜間照明>



<施設内のトイレ>



### 2. 広大な公園な為、空き地の活用、高木・低木・花の管理に課題

<高木の剪定が不十分>



<低木の剪定が不十分>



<空き区画>



### 3. オールターゲットの公園・競技施設だが、市街地からのアクセスに課題

<バス時刻表>



バス時刻表		
びんご運動公園発 陸上競技場行		
バス	乗車時刻	降車時刻
10:00	11:00	11:20
12:00	12:40	13:00
17:00	17:40	18:00

びんご運動公園発 テニスコート行		
バス	乗車時刻	降車時刻
10:10	10:50	11:10
12:10	12:50	13:10
17:10	17:50	18:10

びんご運動公園発 陸上競技場行		
バス	乗車時刻	降車時刻
10:40	11:20	11:40
12:40	13:20	13:40
17:40	18:20	18:40

## 4 県立3公園の概要

## —せら県民公園—

### <セールスポイント>



#### 【交流広場】

公園の中心となる玄関広場で、融合集散の場としてシンボル性の高い円形広場です。休憩・ミニイベント等にもご利用ください。子どもたちに霧噴水が大人気です。

#### 【自然観察園】

世羅台地で見られる多様な動植物を保全し、その観察や育成活動を通じて、自然のなりたち、生きものの不思議を学ぶことができる自然学習フィールドです。世羅台地で見られる多くの動植物が生育・生息できる環境づくりに取り組み、人と自然を大切にすることを目的にしています。



#### 【ミニチュアガーデン】

世羅高原の歴史・文化・観光施設をミニチュア化し、お子様向け遊具として分かりやすく紹介した地図ガーデンです。

### <ウィークポイント>



全体計画の一部のみ整備及び供用開始されており、十分な機能を果たしていない。



舗装等が劣化し、再生利用した舗装材が浮き出たり、木の根が舗装を盛り上げたりしている。

## 5 公園活性化プランのイメージ

- 公園活性化プランでは、10年後の県立3公園が目指す姿を設定し、それを実現するための公園管理や施設の更新整備の方向性について、方針を定める。
- 県は、公園活性化プランで定めた方針に基づき、詳細に検討を進め公園の活性化に努める。

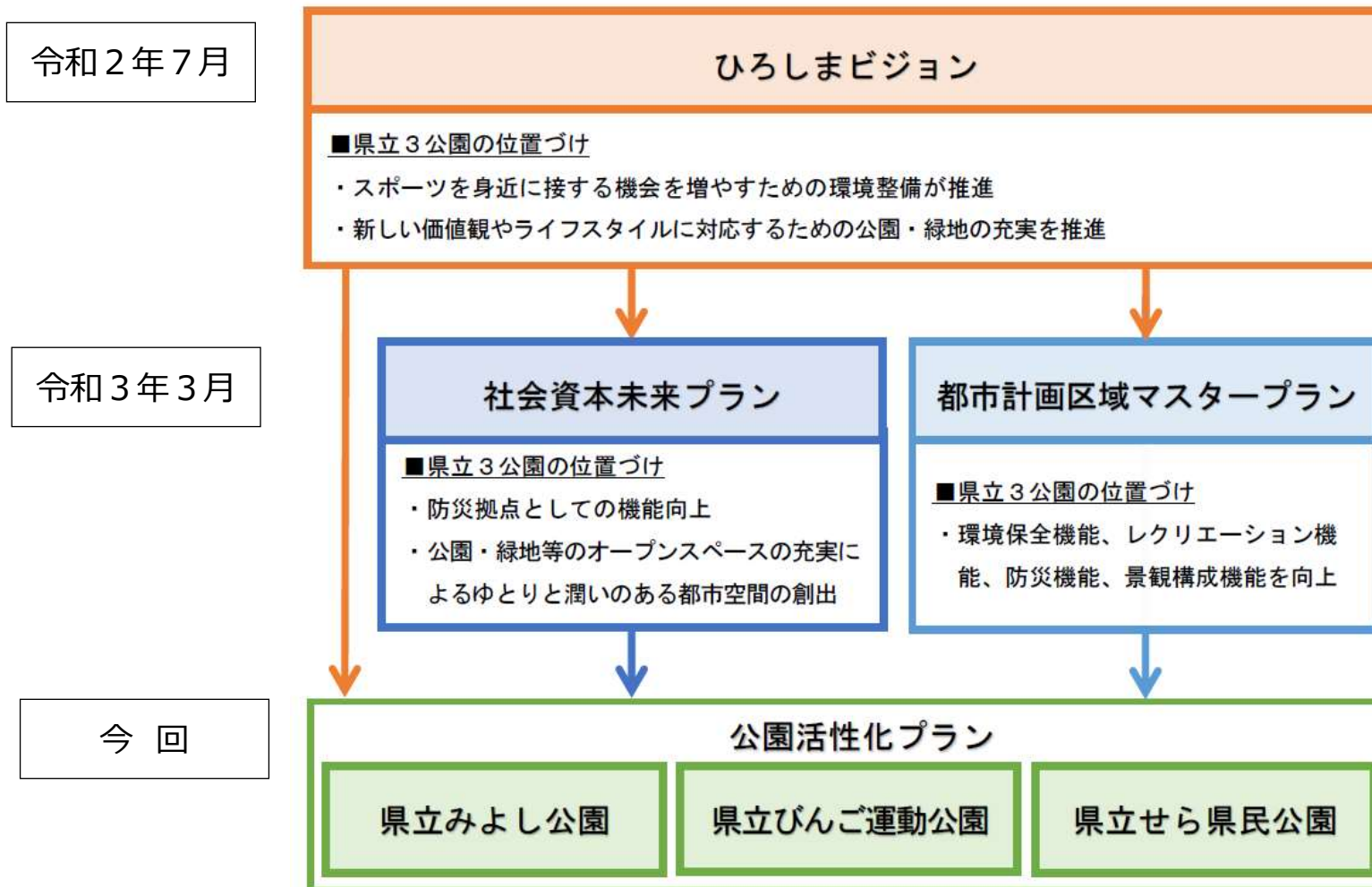


### 公園活性化プランの構成イメージ

- 1 公園活性化プランの位置づけ
- 2 現状の把握（今回）
- 3 課題の整理（今回）
- 4 県立3公園の目指す姿（10年後）
- 5 公園のあり方  
(目指す姿の実現に向けた管理運営・更新整備の方向性,  
取組の例示)

# 5 公園活性化プランのイメージ

## 1 公園活性化プランの位置づけ



## 2 現状の把握(今回)

- 社会情勢
- 利用状況
- コスト状況
- 施設の更新状況
- 利用者ニーズ把握

### 3 課題の整理(今回)

資料 5 で説明します。

課題は沢山ありますが、  
公園毎に対策を絞れるように整理していきます。

### 4 県立3公園の目指す姿(10年後)

目標や指標を設定する。

(定性的なもの, 定量的なものを設定)

#### 【目標】 例

地域間の交流拠点として, 誰もがスポーツに親しめる,  
ゆとりと潤いのある公園であり続けている

#### 【指標】 例

公園利用者数 ●●人/年 → ○○人/年

利用者満足度 ○○% → ●●%

県立3公園で活動する団体の数

●● → ○○

### 5 公園のあり方

- 目指す姿の実現に向けた管理運営・更新整備の方向性，取組を例示
- 3公園共通のもの，異なるものを設定
- 公園毎にターゲットや取組方針を絞り込む
- 利用頻度の低い施設（エリア），未利用地などの有効活用の方策
- 利用者ニーズの変化による公園施設の利用形態の変更
- その他，公園活性化の方策

# 5 公園活性化プランのイメージ

## 5 公園のあり方

表 管理運営・更新整備の方向性（例）

取組の方向性	例示	みよし	びんご	せら
<b>管理運営に関するもの</b>				
人とつながる公園	賑わいづくり （キッチンカー、マルシェ）	◎	◎	◎
	利用サービスの向上 （キャッシュレス化、料金設定の見直し）	◎	◎	—
自然とつながる公園	環境活動	○	○	◎
<b>更新整備に関するもの</b>				
余すところなく使いきる	利用率の低い施設の新たなコンテンツ 未利用地の整備	○	○	○
		○	○	◎
県民の安心を守る	非常時利用を見据えた更新 （防災ベンチ、太陽光パネル付き照明）	◎	◎	△
魅力的な公園で あり続ける	強弱をつけた施設更新 民間活力の導入（ネーミングライツなど） ボランティア	◎	◎	△
		◎	◎	—
		○	○	●

◎：必ず実施するもの

○：実施を検討するもの

●：既に実施中のもの

△：必要に応じて実施するもの

—：対象外・実施しない

- 令和3年7月16日 第1回協議会（今回）  
【協議内容】 現状把握・課題整理の考え方について
- 令和3年8月 ニーズ調査
- 令和3年9月 第2回協議会  
【協議内容】 公園活性化プラン（素案）について
- 令和3年10月 第3回協議会  
【協議内容】 公園活性化プラン（案）について
- 令和3年11月 公園活性化プランを策定・公表



(名称)

第1条 協議会の名称は、「公園活性化協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、別表1に定める公園について、利用者の利便性の向上を図り、魅力的で持続可能な公園であるために必要な事項について協議することを目的とする。

(協議等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる協議等を行う。

- (1) 公園施設の更新整備・管理運営の方向性に関すること
- (2) 利用者の利便性の向上に関すること
- (3) 公園の魅力向上に関すること

(構成)

第4条 協議会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会には会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に支障があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第6条 委員に支障があるときは、あらかじめ当該委員が指名して会長の承認を受けた者がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

2 協議会は、会長が必要と認めるときは、持ち回りによって開催することができる。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第8条 協議会は非公開とするが、会議の概要については、原則として県ホームページ等において公開する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市環境整備課において処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。